

かつらぎ町プロモーションパンフレット制作業務企画提案募集実施要領

1. 趣旨

かつらぎ町では、観光資源や地域産品、暮らしの魅力、住民や移住者の声など、町の多様な魅力を一冊にまとめたプロモーションパンフレットを新たに作成することにより、町外への情報発信を強化し、町のファン層拡大、関係人口の創出・定着につなげていくことを目的としています。

ついては、本事業の目的を的確に理解し、創意工夫に富んだ提案を行う事業者を選定するため、プロポーザル方式により企画提案を募集します。

2. 業務内容

(1) 業務名 かつらぎ町プロモーションパンフレット制作業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 予算上限

10,270,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続の申立てがなされた場合は、更正計画の認可の決定がなされていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行うものでないこと。
- (6) 過去5年以内に同種業務（ふるさと納税に関するPR冊子・町勢要覧等）の制作実績を3件以上有していること。
- (7) 受託以降、かつらぎ町と緊密な連絡調整が可能であること。特に、協議事項等が発生した場合、かつらぎ町役場や取材現地にて協議の場を設けられること。

4. 応募手続

(1) 参加表明

①受付期限 令和7年6月23日（月）午後5時

②提出方法

提出場所まで持参または郵送すること。

【提出場所】 かつらぎ町役場まちづくり推進課広報観光係

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160番地

電話：0736-22-0300

③提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）1部
- ・会社概要（パンフレット可）1部

(2) 質疑の受付及び回答

①受付期限 令和7年6月18日（水）午後5時

②提出方法 質問票（様式2号）に記入し、電子メールにて提出すること。

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、プレゼンテーションについては、この事業提案書を使用して行うこととし、当日の追加資料の配布は認めません。

①企画提案書（様式任意） 正本1部 副本6部

②見積書（様式任意） 正本1部 副本6部

なお、かつらぎ町において入札参加資格を有していない事業者の場合は、上記の書類に加え、下記の書類を添付すること。

ア. 法人登記履歴事項全部証明書、個人の場合は身分証明書（発行後3か月以内・写し可）

イ. 印鑑証明書（発行後3か月以内・写し可）

ウ. 決算関係書類の写し

エ. 納税証明書（国税及び地方税）（発行後3か月以内・写し可）

オ. 委任状（支店等を代理人とする場合）

(2) 提出期限 令和7年6月25日（水）午後5時必着

※提出期限後における企画提案書の追加及び変更は認めない。

(3) 企画提案書等の作成の注意事項

①企画提案書はA4サイズの任意様式。必要があれば一部A3サイズを使用することも可とする。

②次に掲げる事項は、必ず記載すること。

- ・企画コンセプト、全体の構成案、デザイン案（表紙と4ページ分）
- ・業務に対する人員配置（人員の経験及び能力）や制作体制の強み等

- ・ 編集等に関するかつらぎ町との協議体制や方法
- ・ 業務スケジュール
- ・ 過去5年以内の同種業務（ふるさと納税に関するPR冊子・町勢要覧等）または類似業務の制作実績例

③予算上限を超える提案は失格とする。

（４）プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づき、審査委員に対してプレゼンテーションを実施していただきます。

- ①プレゼンテーションの時間は、1社あたり説明20分以内、質疑応答10分以内とする。
- ②プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、電源及びプロジェクタースクリーンRGBまたはHDMIケーブルはかつらぎ町が用意する。
- ③参加者の出席者は2名以内とする。
- ④かつらぎ町は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

6. スケジュール

実施要領の配布	令和7年6月13日（金）～6月23日（月）
質問書の提出	令和7年6月16日（月）～6月18日（水）
質問に対する回答	令和7年6月20日（金）
参加申請の受付	令和7年6月16日（月）～6月23日（月）必着
企画提案書の受付	令和7年6月24日（火）～6月25日（水）必着
プレゼンテーションの実施	令和7年7月3日（木）予定
審査結果の通知	令和7年7月7日（月）予定
契約締結	令和7年9月1日（月）予定

7. 選定方法・評価基準

受託候補者の選定は、かつらぎ町の職員で構成する「かつらぎ町プロモーションパンフレット制作業務委託公募型プロポーザル実施に係る企画提案審査委員会」において、業務実績等による客観評価、全体の構成・デザイン見本に基づく企画提案評価、参加見積書の価格評価を実施する。

客観評価点、企画提案評価点及び価格評価点の合計点が企画提案者の内、最も高い者を受注候補者、次に高い者を次点受託候補者として選定する。なお、応募者が1社のみであった場合であっても、審査の結果、基準点（総得点の60点以上）を満たすと判断された場合は、当該者を受託候補者とします。

【評価基準】

評価項目	評価内容	配点
1. 企画提案力	内容・構成・企画の魅力	40

	・コンセプトが町の魅力を的確に捉えているか ・PR効果や町への波及効果が感じられるか	
2. デザイン力	視覚的な魅力・完成度 ・表紙や誌面の見易さ、統一感 ・印象に残るビジュアル・デザイン	20
3. 実績・経験	同種業務の実績数と内容、制作体制や担当者のスキル・経験	20
4. 実施体制 ・スケジュール	制作体制の明確さ、町との協議体制、スケジュールの妥当性	10
5. 価格	見積額の妥当性	10
合計		100

8. その他特記事項

- ・一度提出した書類・提案書は返却しない。
- ・プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。

9. 問い合わせ

かつらぎ町役場まちづくり推進課広報観光係

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160番地

電話：0736-22-0300

メール：machi-kanko@town.katsuragi.lg.jp